

社会福祉法人北ひろしま福祉会

役員報酬規程

平成29年 6月24日 制定

社会福祉法人北ひろしま福社会役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人北ひろしま福社会（以下「法人」という）定款第九条及び第二三条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等には、勤務形態に応じて、次の通り報酬等を支給する。

(1) 常勤役員等については、報酬及び退職手当を支給する。

(2) 非常勤役員等については、業務に応じた報酬を支給することとし、退職手当は支給しない。

2 常勤役員等に対する退職手当は、役員等として円満に任期を満了、又は辞任、死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者については、その遺族に支払うものとする。

(常勤役員等の報酬等の算定方法)

第3条 常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

(1) 報酬については、別表1及び別表3に定める額

(2) 退職手当については、別表2に定める算式により算出される額

(3) 通勤手当については、職員給与規定の規定に準ずる額

(非常勤役員等の報酬等の算定方法)

第4条 非常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

(1) 報酬については、別表1及び別表3及び別表4に定める。

(2) 会議に出席、職務のため出勤した都度、交通費として別表5に定める額を支給する。ただし、交通費の実費が、これを超える場合は、実費相当額を支払うことができる。

(3) 非常勤役員等が職務のため出張をしたときは、旅費規程に基づき、旅費（交通費、日当、宿泊料）を支給する。

(法人職員給与との併給)

第5条 法人の職員を兼ね、職員給与を支給している者の役員等報酬は、別表1の定めによるものとする。

(報酬の総額)

第6条 役員等の報酬の総額は別表6に定める額とする。

(報酬等の支給方法)

第7条 常勤役員等に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

(1) 報酬については、毎月23日とする。ただし、その日が土・日曜日・祝日に当たるときは職員給与規定に準じた日とする。

(2) 退職手当については、任期の満了、辞任又は死亡により退職した後2か月以内に支給する。

- 2 評議員・監事に対する報酬は、会議に出席、職務のため出勤した都度、支給する。
- 3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、控除して支給する。

(報酬等の日割り計算)

- 第8条 新たに常勤役員等に就任した者には、その日から報酬を支給する。ただし、月の途中で職員から常勤役員に就任した場合は、翌月から報酬を支給する。
- 2 常勤役員等が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。
 - 3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数を基礎とし日割りによって計算する。
 - 4 本条第2項の規定にかかわらず、常勤役員等が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

- 第9条 この規定により、計算金額に1円以下の端数が生じたときには、これを10円に切り上げる。

(公表)

- 第10条 法人は、この規定をもって、社会福祉法に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

- 第11条 この規定の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

- 第12条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附則 この規程は、平成29年6月24日より施行する。

別表1 (役員等の基本報酬)

役職名	報酬の額 (月額)
常勤理事	850,000円
非常勤理事	50,000円

※職員が理事の場合、非常勤理事の基本報酬を職員給与と合わせて支給する。

別表2 (常勤役員等の退職金算定式)

最終基本報酬月額 × 在任年数 × 係数 (0.5)

※上記在任月数において、1か月未満は1か月に切り上げる。

別表3 (役割による役員等の報酬)

役職名	報酬の月額
理事長	200,000円
常務理事	150,000円

※基本報酬と合わせて支給する。

別表4 (評議員・監事の報酬)

役職名	報酬の日額
評議員	10,000円
監事	10,000円

別表5 (非常勤役員等の交通費)

役職名	1回あたりの交通費
非常勤理事、監事	3,000円
評議員	3,000円

※交通費の実費が、これを超える場合は、実費相当額を支払する。

別表6 (役員等の報酬の総額)

役職名	報酬の総額
理事、監事	18,000,000円
評議員	450,000円

※職員が理事の場合の職員給与は含まない。